

地球温暖化対策に関する住宅整備支援制度の周知について

1 趣旨

「大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和4年3月策定)においては、本市の対策推進に係る目標や施策を定め、それらに基づき、市民、事業者、市が一体となって地球温暖化の防止と影響の緩和を図るとしています。

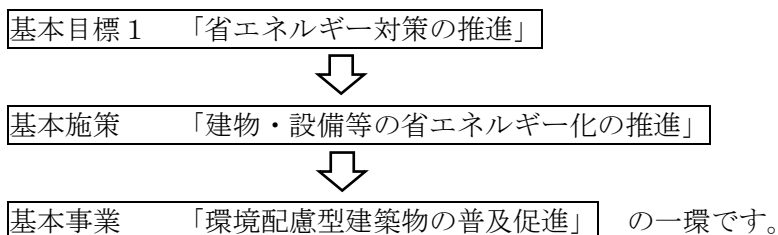
計画期間は、2022(令和4)年度から国の地球温暖化対策計画の中期目標年度である2030(令和12)年度までの9年間であり、中期目標として2030年度に「温室効果ガス排出量の2013年度比46%削減」、長期目標として2050年度に「排出量の実質ゼロ」を設定しています。

基本目標としては、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの利用促進」及び「多様な手法による地球温暖化対策の推進」を掲げており、その具現化に向けて、各般の取組を進めています。

こうした中、「脱炭素」と「住宅整備」をキーワードに、関係部署において、相互に関連する国・県・市の支援制度を整理し、広く周知することにより、市民、事業者等の取組・活動を促すこととしました。

支援制度の活用による省エネルギー等に対応した住宅の普及により、二酸化炭素排出量の削減等による地球温暖化防止効果や、住宅施設・設備の整備促進による経済波及効果の発現を期待するものです。

※ この取組は、同計画による



2 周知情報

2ページ以降のとおり

3 周知方法

市のホームページやSNS等を活用して周知するとともに、関係団体等を通じて、関連事業者への情報提供等も実施します。

地球温暖化対策に関する住宅整備支援制度

1 国助成制度

(1) 住宅の新築に係るもの

	名称	概要	補助額等
①	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業	<p>先導的な脱炭素化住宅であるLCCM住宅の整備に対して支援。</p> <p>※LCCM住宅とは、使用段階のCO₂排出量に加え資材製造や建設段階等のCO₂排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体（建築から解体・再利用等まで）を通じたCO₂排出量をマイナスにする住宅。</p>	<p>補助率：1/2 限度額：140万円/戸</p>
	地域型住宅グリーン化事業	<p>子育て世帯・若者夫婦世帯等による高い省エネ性能（ZEHレベル等）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等を支援。</p>	<p>限度額：140万円/戸</p>
②	環境・ストック活用推進事業	<p>先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO₂プロジェクトについて民間等から提案を募り、採択した事業に対して支援。</p>	<p>補助率：補助対象費用の1/2 限度額：1プロジェクトあたり原則5億円等</p>
	サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）	<p>伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的な住宅の建設に対して、国が掛かり増し費用の一部を支援。</p>	<p>補助率：「掛かりまし費用」の1/2 ※補助対象となる部分の建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額</p>
③	次世代住宅プロジェクト	<p>IoT技術等の活用により、住宅の市場価値を高めるとともに、居住・生産環境の向上を図る取組に対して支援。</p> <p>○先導タイプ 先導的なIoT住宅の実用化に向けた課題・効果の検証を行う取組。</p> <p>○市場化タイプ 実用段階に至っているIoT住宅について、市場への供給に向けた課題・効果の検証を、実際に供給される住宅において行う取組。</p>	<p>○先導タイプ 補助率：補助対象費用の1/2 限度額：1プロジェクトあたり原則5億円等</p> <p>○市場化タイプ 補助率 建設・取得費の1/10、改修工事費の2/3、効果検証費の2/3 限度額 1戸あたり50万円（省エネ性能がZEHレベルの場合は75万円）</p>
④	こどもエコすまい支援事業（新築、新築分譲購入）	<p>子育て世帯又は若者夫婦世帯が、こどもエコすまい支援事業者と契約し、高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する住宅を新築する場合、又は新築分譲住宅の購入をする場合に支援。</p>	<p>限度額：100万円/戸</p>
⑤	給湯省エネ事業（新築住宅）	<p>新築住宅の取得者が、本事業の登録事業者である「給湯省エネ事業者」と契約し、一定の性能を満たす高効率給湯器を導入したものを対象に支援。</p>	<p>限度額 家庭用燃料電池 15万円/台 ハイブリット給湯機 5万円/戸 ヒートポンプ給湯機 5万円/戸 ※戸建ての場合、いずれか2台まで</p>

(2) 住宅の改修に係るもの

名称	概要	補助額等
① 長期優良住宅化リフォーム推進事業	既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対して支援。	補助率：1/3 限度額：100万円/戸（※） ※長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合は200万円/戸 ※一次エネルギー消費量を省エネ基準▲20%相当の場合は50万円/戸を加算
② 住宅エコリフォーム推進事業	住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して支援。	補助率 省エネ診断 1/3 省エネ設計・改修（建替え含む）40%（限度額35万円/戸） 適用期間 令和5年4月1日以降に着手したもの
③ サステナブル建築物等先導事業（省CO ₂ 先導型）	(1)住宅の新築に係る補助参照	
④ 住宅・建築物省エネ改修推進事業（岩手県 住まいの省エネルギー改修推進事業）	住宅の省エネ改修等に係る支援メニューを合理化し、設計・改修パッケージ補助を創設。	○住宅 補助額：※国+地方の場合 省エネ基準適合レベル 30万円/戸（補助対象費用の4割を限度） ZEHレベル 70万円/戸（補助対象費用の8割を限度）
⑤ こどもエコすまい支援事業（リフォーム）	所有者等が、こどもエコすまい支援事業者と契約し対象となるリフォーム工事をする場合、リフォーム箇所に応じた補助を行う。	限度額：30万円/戸 下記に該当する場合、補助上限を引き上げ（最大60万円/戸） ⑦ 子育て世帯又は若者夫婦世帯が、自ら居住する住宅に行うリフォーム工事である場合：15万円加算 ⑧ 工事発注者が、自ら居住するために購入した既存住宅に行うリフォーム工事である場合：15万円加算 ※⑦、⑧の併用可
⑥ 先進的窓リノベ事業	既存住宅の住宅所有者等が、本事業の登録事業者である「窓リノベ事業者」と契約し、窓（ガラス）を交換（断熱改修）するリフォーム工事が対象。	限度額：200万円/戸 ※限度額の範囲内で複数回申請可
⑦ 給湯省エネ事業（既存住宅）	既存住宅の住宅所有者等が、本事業の登録事業者である「給湯省エネ事業者」と契約し、一定の性能を満たす高効率給湯器を導入したものを対象。	限度額 家庭用燃料電池 15万円/台 ハイブリット給湯機 5万円/戸 ヒートポンプ給湯機 5万円/戸 ※戸建ての場合、いずれか2台まで

2 県助成制度

(1) 住宅の新築・改修に係るもの

名称	概要	補助額等
① 住みたい岩手の家づくり促進事業 (新築、リフォーム)	「県産木材」を使用した住宅の性能証明書(省エネ・バリアフリー)の取得に対し助成する制度。	いわて木づかい住宅普及促進事業の補助を受けた住宅の新築・リフォームで、下記の性能証明書を取得した場合に助成する。 ㉞ 断熱等対策等級4に適合する性能証明書を取得した場合10万円 ㉟ 高齢者等配慮等級3に適合する性能証明書を取得した場合10万円 ※㉟は、㉞に該当する場合に限る。
② 住まいの省エネルギー改修推進事業	県内に所在する一戸建て住宅の所有者が、当該住宅の省エネ性能を向上させる取組を支援。(国の住宅・建築物省エネ改修推進事業を活用) ※事業の開始年度の違いにより、補助内容も変化する。	○住宅の省エネ診断 補助率：2/3 補助上限額：15万円/戸 ○住宅の省エネ化のための計画の策定 補助率：2/3 補助上限額：30万円/戸 ○住宅の省エネ改修 補助率23.0% 補助上限額： (省エネ基準) 76万6千円/戸 (ZEH水準) 102万5千円/戸 ○住宅の省エネ化に伴う構造補強 補助率23.0% 補助上限額：36万円/戸

3 市助成制度

(1) 住宅の新築・増改築に係るもの

名称	概要	補助額等
地域材利用促進事業費補助金	<p>気仙産材（大船渡市、陸前高田市又は住田町のいずれかの区域内の森林から生産された木材）を使用して住宅を新築・増改築する場合、建築費用の一部を助成。</p> <ul style="list-style-type: none">・新築：気仙産材を5立方メートル以上使用すること。・増改築：気仙産材を1立方メートル以上使用すること。	<p>気仙産材1立方メートルにつき1万円を乗じた額（上限50万円）</p> <p>※生活再建住宅支援事業（県助成事業）などの国、県又は市で実施する他の補助金との併給は不可。</p>

4 金利・税制優遇制度

(1) 住宅の新築に係るもの

	名称	概要
① 金利優遇	フラット35S	「フラット35」を申込みした方が、長期優良住宅など、省エネルギー性・耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に「フラット35」の借入金利を一定期間引き下げる制度。
② 税制優遇	住宅ローン減税（所得税）（新築）	住宅ローンを借り入れて住宅の新築・取得又は増改築等をした場合、年末のローン残高の0.7%を所得税（一部、翌年度住民税）から最大13年間控除する制度。
	投資型減税（所得税）（新築） ※令和5年12月31日までに入居	標準的な性能強化費用相当額（上限650万円）の10%相当額を、その年の所得税額から控除する制度。（控除しきれない分は翌年の所得税から控除）
	固定資産税、登録免許税、不動産所得税の優遇措置（新築）	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅の新築等を対象とした各種税制優遇制度。
	贈与税非課税措置	父母や祖父母などの直系尊属から、住宅の新築・取得・増改築のための資金の贈与を受けた場合において、その資金のうち一定の金額について贈与税を非課税とする制度。

(2) 住宅の改修に係るもの

	名称	概要
① 金利優遇	フラット35リノベ	中古住宅の購入とあわせて、一定の要件を満たすリフォームを実施することで、金利を引き下げることのできる制度。（リフォームしたものを購入しても可）
② 税制優遇（所得税の控除）	リフォーム促進税制（省エネ）	一定の性能向上工事（省エネ改修等）を行った場合、改修工事を完了した日の属する年分の所得税額が一定額控除。
	リフォーム促進税制（長期優良住宅化）	一定の耐久性向上工事を行い、長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合、改修工事を完了した日の属する年分の所得税額が一定額控除。
	住宅ローン減税（償還期間10年以上のリフォームローン）	一定のリフォーム工事を行った場合、各年末の住宅ローン残高の0.7%を10年間、所得税から控除する制度。（所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からも一部控除）
③ 税制優遇（固定資産税の減額）	リフォーム促進税制（省エネ改修、長期優良住宅化）	適用要件を満たすリフォーム工事（省エネ改修等）を行った場合、工事完了年の翌年度分の家屋に係る固定資産税を減額。
④ 税制優遇（贈与税非課税措置）		父母や祖父母などの直系尊属から、住宅の新築・所得・増改築のための資金の贈与を受けた場合において、その資金のうち一定の金額について贈与税を非課税とする制度。